

日新信用金庫に対する行政処分について

1. 日新信用金庫（本店：兵庫県明石市）については、営業店において発生した顧客預金横領の不祥事件に関し、発生期間が長期にわたり継続し事故金額も多額にのぼっていたことから、当該事件に関する事実関係及び発生原因等について、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき報告を求めた。

その結果、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。

2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化

理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）

営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

内部監査機能の充実・強化による監査の実効性の確保

適切な人事管理の徹底

(2) 上記(1)に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を命令書受領後1ヶ月以内に提出し、以降、当該改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を3ヶ月毎に報告すること。

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部金融監督第2課

電話06-6949-6370

近畿財務局神戸財務事務所理財課

電話078-391-6943